

# 信州子育てみらい奨学金規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人信州子育てみらいネット（以下「当法人」という。）が、保育士等養成校（専門学校・短大・大学）に在籍する者等に対し、学業および生活の支援を行う奨学金を給付することにより、保育士等を目指す学生の学びを支援するとともに、将来保育士となった際に専門職同士の連携を深め、保育の質の向上と地域の子育て環境の充実に寄与することを目的とする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、当法人が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として給付するものをいい、奨学金の給付を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、日本国民であって幼稚園教諭や保育士の免許取得を志す者、心身ともに健全な者で、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 保育士等養成校（専門学校・短大・大学）への進学予定者
- (2) 保育士等養成校（専門学校・短大・大学）に在籍している者
- (3) また当法人が主催するボランティア活動に年1回以上参加し、または交流会への参加を行う意思がある者

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金を給付する期間は、1年間又は2年間とする。奨学金の給付額は、年額30万円とする。

## 第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学金希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて当法人に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 理事長は、申込期日までに到着した願書・履歴書、面談を基準に奨学生を決定し、奨学金希望者に通知する。奨学生の決定に必要な事項は、理事長が別途募集要項に定める。

(奨学金誓書の提出)

第8条 奨学生は、給付を受ける奨学金の全額について、奨学金給付に関する誓約書を期日までに当法人に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、年額を1年ごとに一括交付する。

(奨学金受領書の提出)

第10条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を当法人に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第11条 奨学生は、ボランティア活動への参加や交流会への出席を通じて当法人との関係維持に努めなければならない。

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、奨学金の給付を辞退するときは、奨学金辞退届を当法人に提出しなければならない。

2 奨学金の給付を辞退する者は、次の各号の一に掲げる必要書類を当法人に提出しなければならない。

(1) 奨学金辞退届

(2) 2年目の給付を辞退する者にあつては、奨学金変更届

(返還義務の免除)

第13条 奨学金の給付は返還の義務を伴わないものとする。

## 第5章 雑 則

(実施細則)

第14条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第15条 この規程における変更は、社員総会の決議により行わなければならない。

## 附 則

この奨学金規程は、令和7年1月1日から施行する。

以上